

水道料金減免



11月使用料まで 水道料金を減免

問 上下水道課 業務係 ☎ 582-1100

台風19号による罹災証明書の交付を受けた水道契約者に対して、10月から11月にかけて、水道料金を減免します。

◆減免の基準

次の基準により算定し、水量を減免します。

- ① 減免を必要とする月の前年同月の使用水量を基準水量とし、減免を必要とする月の使用水量から基準水量を差し引いた値の2分の1の値を減免水量とします。
- ② 前項の規定による計算が困難な場合、または使用者などの不利益になる場合にあっては、被災した日の属する月の前の月の使用水量を基準水量とし、減免を必要とする月の使用水量から基準水量を差し引いた値の2分の1の値を減免水量とします。
- ③ 減免水量に1立方メートル未満の端数が生じたときは、切り下げて計算します。

対象者▶ 台風19号による罹災証明書の交付を受けた水道契約者

必要書類▶ 「罹災証明書」の写しに「水道等減免」と表示し、所定の申請書（役場分庁舎2階 上下水道課で配布）を提出してください。なお、水道契約者と罹災証明書の氏名が異なる場合は、同居が確認できるものを提示してください。

◎お客様番号を確認するため、過去の検針票があればお持ちください。

受付期間▶ 罹災証明交付後から令和元年12月27日 金 まで

生活排水の抑制のお願い



下水道の使用を 控えてください

問 上下水道課 業務係 ☎ 582-1100

台風19号の影響により、県北浄化センター（国見町）が浸水し、現在、処理機能が低下しています。

このため、下水道を使用される皆さんには、生活排水を必要以上に排水しないよう、ご協力をお願いします。



罹災証明交付申請



罹災証明交付申請 税務住民課で受付中

問 税務住民課 ☎ 582-2114

台風第19号による住家などの被害に対し、罹災証明申請書を、次のとおり受け付けています。

「罹災証明書」は、災害により被災した住家（現に居住のために使用している建物）の被害の程度を町が証明するもので、国が定める基準に基づき、町が被害の程度を判定します。

※これに伴い、現地調査を行います。

罹災証明書は、民間の保険や共済、公的支援を受ける際に提出を求められる場合があります。

◆申請受付窓口

受付開始▶ 10月21日 月 ~

（土日祝日除く、8:30 ~ 17:15 まで）

受付場所▶ 役場本庁舎 1階 税務住民課

持ちもの▶ 被害状況写真、本人確認ができる身分証明書、印鑑、委任状（代理人申請の場合）

【重要】被害状況写真について

申請の際に被害の様子が分かる写真を添付してください。次の点に注意して撮影してください。

- ・被災建物、被災物などの全体が分かる写真を角度を変えて複数枚
- ・被害部分がわかる写真を角度を変えて複数枚
- ・できるだけ浸水した深さが分かるように撮影してください。
- ・写真には日付を入れて撮影してください。
- ・修理などをする前に撮影してください。

災害ごみの受け付け



衛生処理組合で 災害ごみを受付中

問 災害対策本部（生活環境課） ☎ 582-2123

可燃ゴミは、通常通り分別して指定収集場に出してください。床上浸水などにより被害を受けた量や家財などの粗大ごみは、伊達地方衛生処理組合へ自己搬入（持ち込み）してください。

自己搬入受付時間▶

① 8:40 ~ 11:30 ② 13:00 ~ 16:00

※混雑していますので、時間に余裕を持ってお越しください。

搬入先▶ 伊達地方衛生処理組合（伊達市保原町字西新田1-1） ☎ 582-2051